

会議録	
1 名称	第11期第5回江東区男女共同参画審議会
2 日時	令和7年2月10日（月）午前10時～11時30分
3 開催場所	男女共同参画推進センター3階 第1・2研修室
4 出席者	[第11期審議会委員] 猪瀬理恵、岩上浩之、江上千恵子（学識経験者）、長田智之、金子寿子、木寺昌彦、櫻木晃裕（学識経験者）、千葉瑛介、古谷英恵（学識経験者）、持川雅憲、山岸悦子 [区側] 人権推進課長、生活応援課長、男女共同参画係長、男女共同参画係員4名、意識実態調査委託事業者1名
5 議題	(1) 令和6年度男女共同参画推進事業実施状況報告について (2) 男女共同参画に関する意識実態調査報告（案）について (3) 令和7年度男女共同参画審議会活動予定について
6 議事要旨	別紙のとおり
7 資料	資料1 令和6年度男女共同参画推進事業実施状況報告（人権推進課実施分） 資料2 江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告書 本書（案） 資料3 江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告書 概要版（案） 資料4 第11期江東区男女共同参画審議会スケジュール 参考1 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次江東区男女共同参画行動計画）概要版 参考2 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次江東区男女共同参画行動計画）本書 ○席次表／第11期江東区男女共同参画審議会委員名簿 ○意見シート

8 摘要	欠席 委員 4 名（磐田朋子、北島千絵、二郷正樹、松山亜紀） 傍聴者 1 名
------	--

【別紙議事要旨】

1. 開 会

【人権推進課長】おはようございます。定刻となりましたので、第11期第5回江東区男女共同参画審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、本会議の定足数は8名でございます。委員定数15名のうち、本日の出席委員は、会場が10名、オンラインは金子委員の1名、合計11名でございます。欠席の御連絡は、磐田委員、北島委員、二郷委員、松山委員の4名でございます。よって、本日の会議は定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

また、本日の傍聴希望の方は1名です。既に傍聴者にはお席についていただいておりますので、御報告いたします。

傍聴される方に申し上げます。傍聴席上にある資料は会議中閲覧用になりますので、お帰りの際には、資料は机に置いたままお帰りをお願いいたします。

なお、本日は記録のため録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、御発言の際はマイクをお使いいただきますようよろしくお願いいたします。また、本日は意識実態調査の委託先である株式会社タイム・エージェントのスタッフ1名が同席をしております。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の会議資料について確認をさせていただきます。皆様に資料をお持ちいただきましたのが、次第、資料1、資料2、資料3、資料4、そして意見シートでございます。また、机上に配付させていただいておりますのが参考1と参考2です。参考1と参考2は、左上に参考と表示がございます「男女共同参画KOTOプラン2021概要版」と「男女共同参画KOTOプラン2021」本書でございます。次に、第11期男女共同参画審議会名簿で、裏面が席次表になってございます。なお、参考1と2の男女共同参画KOTOプラン2021の概要版と本書につきましては、会議後事務局が保管をいたしますので机に置いたままお帰りください。

資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないようですので、次に進みます。前回の議事録につきましては、素案を事務局が作成し、現在委員の皆様にご確認いただいているところでございます。修正次第メールにて再度御確認をいただいた後、ホームページ上に掲載したいと考えております。よって、本日の資料に議事録はございません。また、改めまして、議事録の確認に御協力い

ただきましてありがとうございました。

次に、本日の予定でございます。議事（１）は令和６年度男女共同参画推進事業実施状況報告について、議事（２）は男女共同参画に関する意識実態調査報告（案）について、議事（３）は令和７年度男女共同参画審議会活動予定について、以上の３点でございます。

それでは、この後の議事進行については会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

２．議事（１）令和６年度男女共同参画推進事業実施状況報告について

【会長】議題１、令和６年度男女共同参画推進事業実施状況報告についてです。課長から御説明をお願いいたします。

【人権推進課長】それでは、議事１、令和６年度男女共同参画推進事業実施状況でございます。こちらは、令和６年１２月末までの人権推進課所管の事業の御報告でございます。

それでは、資料１を御覧ください。１番、男女平等の意識づくりと多様性への理解促進の（１）男女共同参画学習講座については３８講座。こちらは、令和６年４月から令和７年３月までの期間で実施する予定でございます。なお、１２月末現在では２７の講座を実施済みでございます。このうち、出前講座についてですけれども、南砂中学校をはじめ、今年度は８校の中学校で行う予定でございます。また、②の深川第六中学校、⑤の第三亀戸中学校では、教職員向けの講座を実施しております。

次に、（２）パルカレッジでございますけれども、男女共同参画について学び、本講座の修了生が職場・地域においてリーダーシップを発揮できる人材育成を目的として実施しているものでございます。令和６年５月から７月までの間に８講座、また９月２８日にはるな愛氏による講演会と展示企画を行いました。

次に、（３）男女共同参画フォーラムでございますが、男女共同参画の視点を持ち、地域で活動する学習団体の活動発表、区民交流の場として社会を取り巻く様々な問題から男女共同参画を取り上げ、考えていく事業でございます。１１の講座と展示企画を１１月１０日に実施いたしました。

その下、（４）ＬＧＢＴ等理解・促進ですが、①パネル展については他自治体の協

力を得ましてL G B T等の基礎知識に関する啓発パネルの展示を記載の日時・場所で実施いたしました。次に、裏面を御覧ください。②図書館特集コーナー設置ですが、江東図書館においてL G B T等の展示コーナーを設置いたしました。その下、③L G B T等に関する理解・啓発ポスター掲示ですが、こちらは作成したポスターを記載の3か所に掲示して意識啓発に努めたものでございます。

2番の相談窓口の充実です。人権推進課ではL G B T等相談事業を電話と面接により実施しており、電話相談は令和3年7月より毎月1回開設し、性自認やジェンダーアイデンティティに関する悩みや不安など、本人だけでなく家族や職場、支援者からの相談を受け付けてございます。また、令和5年11月からは対面や家族そろって相談できる場として、面接相談を開始し、相談窓口の拡充をしております。

相談の実績ですけれども、令和6年度1月までで電話相談は12件、面接相談は6件、計18件でございます。

説明は以上でございます。なお、人権推進課以外の所管の事業については3月以降に調査を行いまして、取りまとめた上で、新年度に実施予定の審議会で御報告をする予定でございます。

【会長】ありがとうございます。私から1件質問させていただきます。相談が18件とのことでしたが、プライバシーに抵触しない程度で、相談内容について御紹介いただけたらと思います。

【人権推進課長】相談の内容ですが、御本人や周りの方、御家族等がお見えになっておりますので、性的マイノリティに関する悩みなどを聞いているところでございます。主に、家族が御本人に対しての関わり方について相談し、アドバイスをもらうことが多いものとなっております。

企業においては、従業員の方が性的マイノリティの悩みを抱えているときに、周りの方がどのように対応したらよいかなどが主な相談内容となっております。

【委員】18件のうち継続で相談されている方というのは1カウントなのか、それとも継続されて相談されている方は1回ずつ、相談があると2カウントということなのでしょうか。

【人権推進課長】回数の数え方ですけれども、相談者名は伏せて相談のあった回数ごとにカウントしておりますので、例えば1人が2回、3回といった場合には延べ回数ということでカウントしているところでございます。

【委員】ありがとうございます。継続して御相談されている方はいらっしゃるのですか。

【人権推進課長】申し訳ございません。回数については回答を差し控えさせていただければと存じます。

【委員】この相談で少しでも解決していけばいいなと思ったので質問でした。ありがとうございます。

【委員】大きく3点ほど質問があります。1点目は、1ページ目にあります学習講座の件なのですが、テーマについてはここに載っているのが2つだけですが、ほかにも多種多様なテーマがあるのでしょうか。2点目として、対象が生徒や教職員に分かれているのですが、これは学校側からの要望なのでしょうか、それとも行政側からの提案なのでしょうか。最後に、裏面2番の相談窓口のところなのですが、電話相談や面接をしている方は専門家の方なのか、それとも区の職員の方なのか、教えてください。

【人権推進課長】まず1点目の学習講座のテーマに関してですが、今回記載のものではデートDVの防止や、LGBT等理解促進の2つですが、そのほか、性別にとらわれない進路選択といった講座を行ったことが過去にございます。テーマは人権推進課と学校で調整をいたしまして決定しております。2点目の生徒と職員の分け方についても、学校のほうから講座内容の意向を受けて、区で調整をして講座内容を決めているところでございます。基本的には学校の意向を聞いた上で決めております。3点目、相談窓口の相談員については、相談窓口をNPOに委託しており、受託先で相談員を探している状況です。基本的には、知見を持った方が相談を受けていると認識しております。

【男女共同参画係長】補足させていただきます。1ページ目の出前講座のテーマの決め方についてです。年度によって変わるのですが、今年度は3つのテーマを当方で用意しました。1つ目が「デートDV防止啓発」、2つ目が「性の多様性を考える、LGBT等の理解促進」、3つ目が「性別にとらわれない進路選択」です。こちらの3つのテーマを学校に提示し、学校のほうから日にちと希望のテーマを申し込んでいただき、なるべくそれに沿う形で出前講座を学校と相談しながら実施していくという流れになります。

【委員】ありがとうございました。

【会長】ほかにいかがでしょうか。

【委員】2点質問です。1点目が、中学校の出前講座で、教職員向けと生徒向けの内容についてです。教職員向けのほうは教職員が生徒に対してどのようにこの内容を教えるかということが主なのか、それとも教職員に直接向けた内容なのか。2点目は、意見なのですが、2ページ目の図書館のコーナーについて私自身も江東図書館のほうで実際にこれを拝見させていただき、非常に分かりやすく紹介されていて、いい取り組みだと思いました。今後も取り組んでいただきたいと思います。

【人権推進課長】教職員向けの出前講座の内容ですが、学校との調整の中で、学校の希望により、生徒に対して教える対応の仕方なのか、一般的な教養としての知識を深めていくものなのか、分かれるところになっております。学校と調整をする中で決めていくことになりますので、パターンとしては2パターンあるということになります。図書館の展示についての御意見、どうもありがとうございました。今後の参考にさせていただきたいと思います。

【委員】過去に、審議会の委員で深川第二中学校に見学に伺いましたが、すごくいい内容だと思いました。学校もカリキュラムが立て込んでいるのでこういう講座などを実施するのは難しいかと思うのですが、例えば、性的マイノリティなどで悩んでいるお子さんが、講演会の後に講師に相談する機会ができたらいいなと思います。デートDV講座などは、一般募集で、例えば高校生や中学生などに案内してみるのもいいのかなと思います。

3. 議事（2）男女共同参画に関する意識実態調査報告（案）について

【会長】議事（2）男女共同参画に関する意識実態調査報告（案）につきまして、課長より説明をお願いいたします。

【人権推進課長】それでは、議事（2）の男女共同参画に関する意識実態調査報告（案）についてですが、こちらは12月に開催しました審議会で意識実態調査の御報告を行った後にいただいた御意見等を踏まえた報告書の御報告でございます。

まず、資料2は江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告書本書（案）で、資料3は江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告書概要版（案）でございます。

まず、資料2ですが、12月の審議会ではパートごとに資料を分けておりましたが、本日は報告書として1つにまとめた形としております。

調査結果については、前回資料から内容に変更はございませんが、語尾を「です・ます調」に整えるなどの表現の修正を一部行っております。また、本日は詳細な説明は省略させていただきますが、報告書の全体の項目の確認を中心に御説明をしたいと思います。

まず、表紙の裏を御覧ください。こちらには、区長の挨拶文を掲載する予定でございます。

次に、3ページをお開きください。第1部、3ページの1、調査目的でございますが、来年度から男女共同参画KOTOプラン2021（改訂版）策定に向けた基礎資料とするためのものでございます。その下の2、調査対象者・方法等については記載のとおりでございます。

5ページをお開きください。2、報告書の見方です。報告書の記載の調査結果における表現などを記載しております。こちらは、後ほど御参照いただければと思います。

次に、6ページ以降でございますが、調査結果のポイントを掲載してございます。語尾を「です・ます調」に整えるとともに、報告書の関連ページを明記してございます。

次に、第2部、アンケート調査の結果でございます。17ページをお開きください。まず、I区民調査の結果についてでございます。1の基本属性では、17ページの性別、19ページでは居住地区の表を追加しております。そのほかは内容に変更はございませんが、語尾を読みやすく整えるなどして区民調査、企業向けの調査の結果をまとめているところでございます。

次に、27ページをお開きください。27ページ以降ですが、2、男女平等意識の調査結果でございます。また、男女平等意識に関する前回調査との比較ですけれども、38ページをお開きください。38、39ページに掲載をしてございます。また、42ページにも前回調査との比較を掲載してございまして、さらにもう1枚おめくりいただいた44ページにも前回調査との比較を掲載してございます。

次に、49ページをお開きください。49ページ以降は、3、家庭生活等に関する意識の調査結果でございます。また、前回調査との比較については51ページから53ページに掲載してございますので、御参照いただければと思います。

次に、57ページをお開きください。4、学校教育の調査結果でございます。

また、５９ページをお開きください。５、仕事の調査結果でございます。次に、６４ページをお開きください。仕事に関する調査結果のうち、前回調査との比較を掲載してございます。

次に、６９ページ以降でございますが、６、ワーク・ライフ・バランスの調査結果でございます。７４ページをお開きください。ワーク・ライフ・バランスの前回調査との比較を掲載してございます。

次に、７５ページでございますが、ここからは、７、あらゆる暴力の調査結果でございます。８８ページを御覧いただきますと、前回調査との比較を掲載してございます。

次に、８９ページを御覧ください。８、性の多様性の調査結果でございます。

９２ページを御覧ください。９２ページ以降では、９、地域活動・防災活動の調査結果を掲載してございます。９４ページには前回調査との比較を掲載してございますので、御参照いただければと思います。

次に、９８ページを御覧ください。１０、政策決定過程への女性の参画についての調査結果でございます。

また、９９ページは１１、江東区の行政施策などについての調査結果でございます。こちらについては１０１ページに前回調査との比較を掲載してございます。また、同様の比較を１０３ページと１０５ページにも掲載してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、１０８ページを御覧ください。区民調査における自由意見については、１０８ページ以降にまとめてございます。御覧いただければと存じます。

次に、１１２ページをお開きください。１１２ページ以降ですが、区内企業（事業所）調査の結果でございます。まず、１、基本属性を掲載いたしまして、次に１１６ページをお開きいただくと、２、法律に関する理解の調査結果を掲載してございます。

次に、１１７ページを御覧ください。３、女性活躍推進の取り組みの調査結果でございます。こちらについては、１２３ページと１２９ページに前回調査との比較を記載してございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

次に、１３１ページを御覧ください。このページ以降は、４、育児や介護への支援についての調査結果でございます。つづきまして、１３５ページをお開きくださ

い。前回調査との比較を掲載してございます。また、141と142ページには育児・介護休業が取得しやすい環境づくりのための取り組みの自由意見を掲載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、143ページを御覧ください。143ページ以降では、5、ワーク・ライフ・バランスの調査結果を掲載してございます。145ページを御覧ください。6、推進体制の調査結果を掲載しております。146ページを御覧ください。7、性の多様性への配慮について、調査結果を掲載してございます。147ページ以降は、8、職場におけるハラスメント等の防止の調査結果を掲載してございます。

次に、151ページを御覧ください。151ページ以降でございますが、9、男女共同参画推進に関する区の施策の調査結果でございます。次の152ページには前回調査との比較を掲載しております。なお、154ページ以降には自由回答をまとめてございますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、第3部調査結果のまとめについてです。159ページをお開きください。159ページ以降には、調査結果のポイントを掲載してございます。前回は施策の例示まで言及をいたしました。今回は調査結果から導かれる一般的な結論を掲載する内容にとどめておりまして、施策等については次年度行動計画策定時に検討していただきたいと考えてございます。

次に、資料を替えまして、資料3、江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告書概要版（案）でございます。報告書の概要版については、ポイントを幾つか御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。職場における男女差別に関してですが、記載されている内容のほか、女性は「昇進・昇格の機会に差別がある」や「賃金・待遇の面で差別がある」という項目が男性の結果と開きがあるというような状況でございます。

次に、9ページを御覧ください。男女が家庭や仕事をともに担う社会環境づくりのために重要なことでございますが、記載されている内容のほかでは、男性より女性が重要と考えている割合が高いのは「パートタイムなどの労働条件を向上させること」や「ホームヘルパーや福祉施策を充実させること」といった項目になります。

次に、10ページ、あらゆる暴力でございます。記載されている内容のほかは、前回の調査になかったカスタマーハラスメントを受けた経験が、今回調査したとこ

ろトップ3に入っているというような状況でございます。また、次ページのハラスメント等を受けたときの相談先でございますが、男性は上司が5割超、女性は家族や親戚が6割強と最も高くなっております。次に、14ページの下の方、性の多様性LGBT等に関する現在の問題ですが、「夫婦と同様にパートナーとの関係を認めてもらえないこと」は約5割で、女性が男性の割合を17.7ポイント上回っています。次に、15ページの下の方、LGBT等の配慮に関する取り組み、こちらは企業調査でございます。区内企業の回答では、「必要性は感じているが、取り組みは行っていない」というのが5割台半ばを超えております。資料の説明は以上でございます。

補足が2点ございます。まず1点目ですけれども、前回の審議会の中で、企業調査における推進体制のその他の項目について、内訳が分かれば教えていただきたいというような項目がございました。その中身について、委託事業者から補足説明をさせていただきたいと思っております。

【委託会社】前回御指摘いただきました、推進部署や推進担当者を設置しているかの具体的なその他の件数は、8件でございます。具体的には、御質問いただきました委員の想定どおりで、本部・本社が管理をしているため事業所単位では行っていないという御意見が8件のうち5件ございました。

【人権推進課長】今御説明した内容ですが、資料2の145ページをお開きいただいて、企業調査におきます推進体制に関する補足の説明でございます。今御説明いただきました8件というのは、推進体制の表の中のその他という項目がございまして、そちらの部分の内訳でございますので、補足の説明とさせていただきます。

次に、冒頭申し上げました補足の2つ目でございます。今回本区では意識実態調査の報告書をまとめたところでございますけれども、ちょうど国のほうでも2月4日に男女共同参画社会に関する世論調査の結果というものを公表しております。

公表の内容については、資料が多くございますので、ポイントとなる部分を口頭で御説明しまして、今後計画などを策定する、または個々人で検討する際には参考の資料としてそういったものも御活用いただければと考えてございます。

報道等によりますと、今回の世論調査の中の一番のトピックで表れたのが、男性のほうが優遇されているという項目でございまして、国の調査結果によりますと64%近くが男性のほうが優遇というような結果が出ているところでございます。

参考ですけれども、今回行いました意識実態調査と江東区の状況を比較する場合には、資料3の2ページを御覧いただければと思うのですが、下の表、男女平等意識の男女の地位の平等感というものがございます。今国のほうで申し上げました職場における男女の地位について、男性のほうが優遇されているというのが64%近くとございましたけれども、今回の江東区のほうでは、表の中の上から3つ目の項目、「職場」を御覧いただきますと、「男性の方が優遇」が17.9%、「どちらかといえば男性の方が優遇」が36.3%というような調査結果が出ております。およそ半数以上は男性のほうに優遇されているというようなことが江東区の調査結果でも出ておりますので、国の調査結果と江東区の調査結果は、傾向として同様の結果が見受けられるところでございました。私からの補足の説明は以上です。

【会長】ありがとうございます。御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

【委員】資料2の5ページの下の方に「統計の数値を考察するにあたり、本報告書では次の表現を用います」と約8割から9割弱まで羅列しているのですが、このような分析や調査を行った場合は、例えば概要欄とかまとめのときはこのような表現を使うものなのでしょうか。概要のところを読んでいくと、4割台近く、6割台などいろいろ表現されているのですが、個人的には、数値で、例えば80.5%や42.4%とか書いたほうがしっくりくると思いました。表現として、約8割、8割強、8割台半ば近くとかいろいろ書いてあるのは一般的にどうなのでしょう。

【委託会社】この表現に関しては弊社から提案をしたものでございます。弊社が作成している報告書ではこのような形で提示をしており、それを取り入れた形でよいかという話合いで掲載しています。本編とまとめのところではメリハリをつけたかったため表現を変えています。このことによって、8割以上などと文字数を減らすことができますので、言い換えを使うようにいたしました。これが一般的かと申し上げますと、弊社が出すものでは多いのですが、5区分や3区分のものも多々あるかと思えます。今回はこちらからの提案でこのような形といたしました。

【委員】行政だからという訳ではなく、民間企業についての調査結果や、あるいは同業他社の場合でも使用している一般的な表現なのでしょうか。

【委託会社】この表記はかなり使われていると私は認識しています。都内他区の調査でも使われているものです。

【委員】承知いたしました。ありがとうございます。

【会長】こんなに細かく分かれているとは、私も知りませんでした。他にいかがでしょうか。

【副会長】大変丁寧に報告書をお作りいただきましてありがとうございます。前回以上に非常に見やすくなり、分かりやすい報告書になったと思います。

【会長】気になったところを1点だけよろしいでしょうか。資料2の159、160ページの調査結果のポイントはどなたがまとめたものなのでしょうか。

【人権推進課長】調査結果のポイントにつきましては、委託業者から素案を出していただき、それを人権推進課のほうで推敲し、この形になっております。

【会長】160ページ（5）のあらゆる暴力・ハラスメント等のところ、「企業・事業所では、パワハラ、セクハラなどの加害者となる一方、カスハラなど被害者となる場合があり」云々と書いてあるのですが、ハラスメント自体、組織として企業が安全配慮義務違反など責任を負うことはありますが、元は社員同士や、顧客との間など、いろいろな関係でハラスメントが起きて、それに対して、組織として対応する義務がある旨法律で規定されています。これを読んでいると、主語がどこなのか不明ですし、パワハラ、セクハラ、被害者、加害者という言い方は少し不正確かと思います。企業はハラスメント全般に組織として責任を負う場合があり、主語が企業・事業所ですと、カスハラは全て被害者かというところでもなく、場合によっては、カスハラを放置すると企業としてその対応が問題になります。企業とすれば従業員を保護しなければなりません。コンプライアンス上のことや、プライバシーの保護、事実確認するに際して十分注意すべきことなど、この辺の表現が全部合わさってしまっているの、文章を読んでいて、不明確な点があります。ポイントのところは、皆さん読まれると思うのですが、私はこの部分だけ違和感があったので、文章を考えていただけますでしょうか。私も確認させていただきますので、よろしくお願いします。

【副会長】カスハラを個人と想定しているかと思うのですが、利害関係があれば、法人同士でも、場合によっては強要罪とか脅迫罪になることもありますし、利害関係がある関係者は全て対象内ですのでそこは気をつけなければいけません。例えば法人同士でしたら、その表現は先ほど会長がおっしゃったような形で検討していただきたいです。今の表現ですとクレームを言っている個人だけを想定しているようにしか思えませんが、それは思い込みとなります。その言葉を使っている以上は正しい文言の理解が必要だと思います。

【会長】国の調査はネットで見られますので、参考のためにお読みになるのもよいかもしれませんが、資料が大量にありますので、読むのが大変ではありますが、私は、まとめだけ読むようにしています。他にいかがでしょうか。

【委員】報告書を1回ではなくて毎年続けていくということはとても意義のあることだと思っています。その上で、報告とか記録がどうしたら活かせるかと考えた時に、数値化することは客観的に見られる有効な手段だと思っています。専門家の方もいらっしゃるので、分析を続けて、3年、5年、10年先にこういう区政を目指したいなど、報告書が、日常につながるような形でできたらいいなというのが今の私の思いです。

【会長】いかがでしょうか。

【委員】資料2の19ページで、3,500人に居住地域別でアンケートを取っていて、抽出で平均最大で22%から9%の人数というのは一般的な統計的では普通なのか、低いのか、アンケートを取った人の興味にそれが連動するものなのか、因果関係について教えてください。

【人権推進課長】19ページの区民調査の基本属性の居住地区に関するお尋ねですけれども、3,500人というのは調査結果を有効に活用するための人数として出したものと認識しています。あくまで今回アンケートをお願いして、結果が返ってきたものを掲載しているものでございますので、それを今後活用というのはなかなか難しいかと思います。あくまで結果を掲載しているという認識でございます。

【委託会社】こちらの抽出割合なのですが、江東区内のそれぞれの地区の人口の多さによって人数を割り振っているものですので、例えば豊洲地区が22%というのは、抽出した割合が区内全地区のうち22%で、回答割合も同程度の21.6%という結果でした。結果として、抽出にした人数と回答した割合はほぼ同程度の割合が見られるというように御認識していただければよろしいかと思います。

【会長】ほかにはいかがでしょうか。

【委員】資料のほうはよく作り込んであって、前年度の比較とかは非常に見やすくなってよかったかと思います。先ほどのLGBT等もカスタマーハラスメントについても、区民が求めることとしては、こういった悩みが出たときにどこに相談すればいいのかが分からないと思うので、例えば区でしたらこういう窓口があるというのをPRしていくことが非常に重要かと思います。都でも、カスハラ防止条例がこの4月か

ら施行されるのですが、それに応じて相談の窓口を都でも来年度中には作ることも考えておりますし、区のほうでもいろいろ工夫されているかと思しますので、その辺りをいかに伝えていくかが課題だと思います。報告として素晴らしいと思いますので、解決できる手段も提供することも重要かと思えます。

【会長】ほかに御意見はございますか。

【委員】今後、予算要求をしていくときに、例えば数値が低いと、少数の存在が切り捨てられる可能性が高いというのがどこでもあるかと思うのですが、性的マイノリティというのも決して人数的、数値的には多くはないと思います。仮にここで相談が20件だったとして、少ないから切り捨てるか、減らすかというのではなくて、民間企業でしたら利潤の追求という理由で予算をカットすることはあるかもしれませんが、行政なので、少ないからカットというのはしてほしくないと思います。このことを区民として申し上げたいと思います。

【会長】まさに人権に関わることは、少数者であっても非常に大事なことです。ほかにはいかがでしょうか。

【委員】先程相談窓口のお話がありましたけれども、私もこのことについて思うことがありました。例えば資料2の154ページ(3)自由回答で「育児や介護への支援について」などを読んでみると、制度として、権利としていろいろ与えているものの、企業負担へのフォローがなされていないことや、155ページの一番上の「推進体制について」でも、園長や副園長を相談窓口にしているけれども第三者的な判断をしている人を探しているというものなど、私の身近にあり、私も同様に考えている意見が羅列されていると感じました。それを区の施策にどのように反映していくのかは、これから検討することだと思うのですが、先ほどあった相談窓口があれば利用してみたいと思いました。このよう意見を集約していくことで施策に反映させるヒントがあるのではないのでしょうか。

法律で、4月から改正される育児・介護休業法や、働くことでの給付など、労働者側に対しての支援はあるかと思うのですが、企業も実は困っていて、LGBT等の件もそうですが、冒頭の相談窓口の件にしても、御家族だけでなく企業側もどう接していいか困っている、など、調査結果から得られる情報はたくさんあるのではないかとって拝見しました。

【会長】他にございますか。

【委員】ここで様々な意見を書いてくださった方たちは、この調査報告書が出たときに目を通すと思うのですが、この調査報告書とともに今ある既存の相談窓口や、困り事や不安などが解消できる支援先なども一緒にお示しできると調査報告の周知に繋がるのではないかと思います。

【人権推進課長】皆様からたくさんの御意見をいただいて、今回の調査結果というよりも次の計画を策定するときのヒントがたくさんちりばめられていると思いました。来年度行う計画の策定で、どのような形で施策の進め方を計画に落とし込んでいくのか、皆様からの御意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

【会長】これから報告書を公表する際に、簡単なものでもいいので、相談窓口の周知を行うことは難しいのでしょうか。

【人権推進課長】今回は意識実態調査の報告書ですので、報告書の中での相談窓口の周知の掲載は、報告書の性質から考えると難しいと思います。ただ、今後本審議会の議事録が公表され、審議会の中でこういった意見がありました、というのはホームページで皆様の意見ということで公開されることになりますので、それらを今回の調査に御協力いただいた方に御覧いただいて、そこからヒントを得ていただくというようなことはできるかと思います。

【副会長】地方自治において、区ができることと国がやることは違います。気をつけないといけないのは、こういうものをやってもなかなか変わらないと思うのは、要望が経済政策に絡んでいることが実は多くあるためで、それは江東区ではできないことです。国家がやることは防衛と全体教育と経済政策で、地方自治でできることはほとんどが民生となります。民生というのはマイナスをゼロにする作業ですので、そういうことを提示しないといけないと思います。江東区にお願いしたけど何も変わらないという意見については、江東区ができることを当然誰もが知っているわけではないので、区としては、権限もないし予算もないので、できないことはできないということを言うことが説明責任だと思います。

【委員】調査に回答された方が、区政にこのように反映されたというのが、5年先、10年先でも見えてくるような、そんなことができたらいいなと思っています。

【副会長】皆様方のお話をお伺いしての感想です。恐らく区民の皆さんのフラストレーションというのはどこに相談していいか分からないだけでなく、これはうちの担当ではないとか、これは区の担当ではないとはじかれてしまい、どこに行ってもうま

く話が伝わらないという点があるのかなと思いました。大学でもそうなのですが、多くの方がどこに何を相談したらいいのか分からない、適切な相談先がよく分からないというところがあって、それがどこの所管なのかもそもそも誰も知らないということもあるので、例えば一つのやり方としては、ワンストップ窓口のような、相談窓口で相談をつなぐことができれば、納得感が得られるのかなと思った次第です。

【会長】ほかにいかがでしょうか。

【委員】幼稚園や小学校で、こどもたちが「さん」付けで呼びあうようになってきたことを保護者として日々感じています。アンケートを見ますと、57ページの学校教育のところで「男女の別なく能力や個性を生かせるようにすること」が65%と数値が高いので、こどもたちの「さん」付けの取り組みなどから高い指数が出ているのかと思うとうれしく思います。大人は頭が固く、今までの形を崩すのが難しいのかと思うのですが、こどもたちは頭が軟らかくて、「さん」で呼ぶことの取り組みだけでも、皆が一緒であることを肌で感じ取り、男女平等が進んでいることをこどもたちの姿から感じることができました。また親からしても相談場所が分からないと感ずることもあるので、こどもたちが思春期を迎え、成長していく中で、相談場所をこどもたちが認識できるといいなと思いました。

【会長】法律相談をやっている、家庭相談のような法律とは関係ない相談なども来るのですが、よく相談者の話を聞くだけでも相談者は大分満足感が得られように感じます。話の中で国の問題であったり、都の相談であったりが混在していることもありますので、別の相談先を案内したりもしています。1つの相談からいろいろと繋がっていくといいと思います。

【副会長】話の中で、役所は担当ではないと、いいかげんな対応をしているような印象になってしまっていますが、今どこの区役所や市役所も十分ワンストップでやられていて、たまたま当たった担当者レベルでは分からないですけど、江東区も実はよい対応されていると思います。相談者をたらい回しにしている旧態依然のお役所仕事という前提で今話が進んでいるので、それは違うと思います。今そこまでいいかげんな自治体の方が少ないのかと思います。私は特に詳しい状況も説明せずに調査で役所に行くこともありますが、相談先の自治体でいいかげんな対応をされたことがないので、そこに関しては十分対応されていると思います。どちらかというと、先ほどのカスタマーハラスメントではないですけど、無理なことを言うてくる方が

多いのかなと感じることはあります。

【会長】ほかにありますでしょうか。

4. 議事（３）令和7年度男女共同参画審議会活動予定について

【会長】では次の議事（３）の令和7年度男女共同参画審議会活動予定につきまして、課長から説明をお願いいたします。

【人権推進課長】説明に入る前に、1点御報告がございます。ウェブで参加されていましたが、先ほど途中退室されましたので御報告をいたします。

では、説明に戻りまして、議事（３）令和7年度男女共同参画審議会の活動予定についてでございます。資料4を御覧ください。第11期当審議会の令和7年度の活動スケジュールでございます。1番の令和7年度の予定ですけれども、例年の行動計画の進捗管理に加え、第8次男女共同参画行動計画の策定を行う年度でございますので、審議会の回数は5回を予定してございます。

日程及び議題については記載のとおりでございますが、こちらは現時点の予定でございます。状況によっては、回数の追加及び日程を変更する可能性があるかもしれません。その際には御相談させていただきたいと存じます。

また、審議会の委員は2年の任期でございます。令和8年度は委員の改選がございますので、第12期審議会が発足する予定でございます。

【会長】今後予定している第6回から第10回は、このメンバーで変更なしということでしょうか。

【人権推進課長】ご認識の通りで、第10回までこのメンバーで進めてまいります。

【会長】承知しました。

5. 閉 会

【会長】それでは、最後になりますが、事務局より連絡事項があるそうですので、お願いいたします。

【人権推進課長】事務局より2点御説明がございます。1点目は、意見シートについてです。

事前に意見シートをお配りしておりますが、審議会後にお気づきになられた点、また会議中に発言できなかった点について記入をしていただきまして、令和7年2月25日火曜日までに送付をしていただければと存じます。

2点目は、次回の審議会についてでございます。資料4でもお示ししましたが、次回の第6回審議会でございますが、5月26日月曜日、午前10時からを予定しております。場所は、男女共同参画推進センターです。正式な開催通知は4月下旬に事務局からお送りいたします。事務局からは以上でございます。

【会長】本日の審議会の予定はこれで終了となりますが、何かありましたら意見シートで送っていただければ反映するようにいたします。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。御苦労さまでした。

——了——